

国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）	1
二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）	5
三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	6

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）  
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令）                      第十四条の七（略）</p>	<p>（法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令）                      第十四条の七 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。</p> <p>一 法                      二 厚生年金保険法                      三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）                      四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項若しくは第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）                      五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定</p>

(特定期間を有する者に関する特例)

第十四条の七の二 特定期間（法附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間をいう。次項において同じ。）を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定の適用については、同項中「保険料免除期間とみなすこととされたものを含む」とあるのは、「保険料免除期間とみなすこととされたものを含む、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く」とする。

2 法第九十四条の規定は、特定期間を有する者については、適用しない。

(法附則第九条の四の二第三項の政令で定める規定)

第十四条の八 法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、法附則第九条の四の九第三項、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号。第十四条の二十三第二号において「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第二条第一

による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）

六 平成十三年統合法（平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四条の十一第六号、第十四条の十二第二項第六号及び第十四条の十三第二項第六号において同じ。）

七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号。以下「協定実施特例法」という。）

(新設)

(法附則第九条の四の二第三項の政令で定める規定)

第十四条の八 法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、法附則第九条の四の九第三項及び国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号。第十四条の二十三第二号において「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第二条第二

項及び平成二十六年改正法附則第十条第一項とする。

(法附則第九条の四の四の政令で定める法令)

第十四条の十一 (略)

(特定受給者に係る厚生年金保険法に基づく老齢給付等の範囲)

第十四条の十一の二 特定受給者(法附則第九条の四の四に規定する特定受給者をいう。次条において同じ。)について法附則第九条の四の四の規定を適用する場合には、厚生年金保険法に基づく老齢給付等(同条に規定する厚生年金保険法に基づく老齢給付等をいう。次条において同じ。)には、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするものを含むものとする。

一項とする。

(法附則第九条の四の四の政令で定める法令)

第十四条の十一 法附則第九条の四の四に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。

- 一 法
- 二 厚生年金保険法
- 三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
- 四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
- 五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
- 六 平成十三年統合法
- 七 協定実施特例法

(新設)

(特定受給者の老齢基礎年金等の支給停止等)

第十四条の十一の三 特定受給者であつて、特定保険料納付期限日(法

附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日をいう。

一)の翌日以後に次の各号に掲げる者に該当するものは、第十四条の十一に規定する法令の規定の適用については、その該当する間、当該各号に定める者とみなす。この場合において、第一号に掲げる特定受給者に支給する老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等の額については、当該特定受給者の有する保険料納付済期間及び保険料免除期間は、計算の基礎としない。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間(法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。)を合算した期間が十年未満である特定受給者 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者

二 保険料納付済期間(昭和六十年改正法附則第八条第四項に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及び保険料免除期間(法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下この号において同じ。)を有しない特定受給者(前号に該当する者を除く。) 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者

2 前項各号に掲げる者に該当する特定受給者に対する老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等は、その該当する間、その支給を停止する。

3 前二項の規定を適用する場合には、前条の規定を準用する。

(新設)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間）</p> <p>第七十四条 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の次に掲げる期間について先に経過した月の分から順次合算した場合にそれぞれ同表の下欄に定める月数に達するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間以外の厚生年金保険の被保険者期間</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 保険料免除期間（旧保険料免除期間を含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。）</p> <p>ハ（略）</p>	<p>（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間）</p> <p>第七十四条 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の次に掲げる期間について先に経過した月の分から順次合算した場合にそれぞれ同表の下欄に定める月数に達するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間以外の厚生年金保険の被保険者期間</p> <p>イ 保険料納付済期間（旧保険料納付済期間を含むものとし、昭和六十年改正法附則第八条第四項に規定するものを除く。）</p> <p>ロ 保険料免除期間（旧保険料免除期間を含む。）</p> <p>ハ 昭和六十年改正法附則第八条第三項に規定する同条第二項各号に掲げる期間</p>

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）</p> <p>第六十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>				<p>（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）</p> <p>第六十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第六十三条の三第一項（略）	（略）	（略）	（略）	第六十三条の三第一項（略）	（略）	（略）	（略）
第六十一条第一項	（略）	（略）	（略）	第六十一条第一項（新設）	（新設）	（新設）	（略）
第六十三条の二	又は第三十八条の二第一項若しくは第二項	若しくは第三十八条の二第一項若しくは第二項の規定又は国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十四条の十一の三第二項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）